(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 特 許 公 報(B2)

(11)特許番号

特許第4832241号 (P4832241)

(45) 発行日 平成23年12月7日(2011, 12.7)

(24) 登録日 平成23年9月30日(2011.9.30)

(51) Int.Cl. F L

 HO 1 R
 13/52
 (2006.01)
 HO 1 R
 13/52
 B

 HO 1 R
 13/639
 (2006.01)
 HO 1 R
 13/52
 3 O 2 E

 HO 1 R
 13/639
 Z

請求項の数 4 (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2006-268773 (P2006-268773) (22) 出願日 平成18年9月29日 (2006. 9. 29)

(65) 公開番号 特開2008-91117 (P2008-91117A)

(43) 公開日 平成20年4月17日 (2008. 4.17) 審査請求日 平成21年8月25日 (2009. 8.25) (73) 特許権者 000006895

矢崎総業株式会社

東京都港区三田1丁目4番28号

||(74)代理人 100105647

弁理士 小栗 昌平

||(74)代理人 100105474

弁理士 本多 弘徳

(74)代理人 100108589

弁理士 市川 利光

(72) 発明者 ▲高▼橋 健治

静岡県牧之原市布引原206-1 矢崎部

品株式会社内

|(72)発明者 若杉 崇

静岡県牧之原市布引原206-1 矢崎部

品株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】コネクタ保護構造

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

相手側のコネクタ嵌合部を係止するロックアームがハウジングの外周壁に突設されたコネクタの端子嵌合部に保護カバーを装着して前記端子嵌合部を保護するためのコネクタ保護構造であって、

前記コネクタが、前記ロックアームの両側<u>の前記ハウジングの外周面に立設された</u>ロックアーム保護リブを有し、

前記保護カバーが、前記ロックアームを包囲して前記端子嵌合部に被冠装着される形状であり、前記ロックアーム保護リブを係止する可撓アームからなるコネクタ係止部を有することを特徴とするコネクタ保護構造。

【請求項2】

前記保護カバーがコネクタ導通確認窓を有することを特徴とする請求項 1 記載のコネクタ保護構造。

【請求項3】

前記保護カバーが指あて部を有することを特徴とする請求項1又は2記載のコネクタ保護構造。

【請求項4】

前記コネクタの側面に、収容された複数の端子の離間状態を保つスペーサが前記コネクタ側面と面一となるように装着されるスペーサ装着部が設けられ、前記保護カバーが前記 端子嵌合部に被冠装着される前に、前記スペーサが前記スペーサ装着部にコネクタ側面か

ら突出して仮装着されることを特徴とする請求項1~3のいずれか記載のコネクタ保護構造。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明はコネクタ保護構造に関し、特に、相手側のコネクタ嵌合部を係止するロックアームがハウジングの外周壁に突設されてなるコネクタの、端子嵌合部を保護するためのコネクタ保護構造に関するものである。

【背景技術】

[0002]

従来、車両用のワイヤハーネス等に使用されるコネクタは、相手側のコネクタ嵌合部と 嵌合する前の保管時や輸送時等に、端子収容室の前端に形成された端子嵌合部の開口から ゴミが入り、接触不良の原因となるおそれがある。また、相手側のコネクタ嵌合部を係止 するロックアームがハウジングの外周壁に突設されてなるコネクタは、該ロックアームが 外部に露出しているため、外力や他の機器との接触によりロックアームが塑性変形したり 、ロック突起が損傷したりする恐れもある。

[0003]

そこで、図7に示すコネクタ用保護カバーが提案されている(特許文献1参照)。図7に示すようなコネクタ用保護カバー1をコネクタ2の端子嵌合部2aに被冠装着して、防塵とともにロックアーム7の保護をしている。

[0004]

前記コネクタ2は、複数本の電線付端子4を整列収容するハウジング5の外周壁に突設されるロックアーム7が、前記外周壁の端子嵌合部前端側に前方立上り基部を介して後方へ延びる可撓アーム7aと、該可撓アーム7a上に形成された係合部としての係合突起部7bと、該可撓アーム7aの自由端側に形成された指あて部7cとを備えた構造をなし、前記指あて部7cを図7中矢印(C)に示すようにハウジング外周壁側に押下する傾倒操作により前記係合突起部7bを相手側のコネクタ嵌合部等に装備された係止手段に係脱可能とされている。

[0005]

なお、この場合、相手側コネクタや電気・電子機器等のコネクタ嵌合部に装備される係止手段は、前記係合突起部7bを係止可能な凹部又は段部となる。

[0006]

前記コネクタ用保護カバー1は、前記ハウジング5の前端側に被冠装着されてコネクタ2の端子嵌合部2aの先端開口部を覆う略箱形のカバー本体8と、該カバー本体8を前記ハウジング5に被冠装着した際に前記係合突起部7bに係合するとともに前記可撓アーム7aの傾倒操作により前記係合突起部7bとの係合を解除可能に前記カバー本体8に装備された連結用係止手段9とを具備した構成である。

[0007]

前記連結用係止手段9は、コネクタ2の接続相手となる相手側コネクタや電気・電子機器等のコネクタ嵌合部に装備される係止手段と同一の構造であり、カバー本体8内へのハウジング5の嵌入量が規定量に達すると前記係合突起部7bが突入する係合溝として構成されている。

[00008]

そして、前記ハウジング5の前端側に適正にコネクタ用保護カバー1が被冠装着されると、該コネクタ2のロックアーム7上の係合突起部7bがコネクタ用保護カバー1の連結用係止手段9に係合して、コネクタ用保護カバー1はコネクタ2に保持固定された状態になり、コネクタ2の端子嵌合部2aの先端開口部がコネクタ用保護カバー1で覆われた状態になる。

[0009]

【特許文献1】特開平11-307168号公報(図5)

10

20

40

30

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

[0010]

しかし、上述の如きコネクタ用保護カバー1は、ロックアーム7の指あて部7 c がコネクタ用保護カバー1よりも外側に突出しており、保管時等に他の部材等が指あて部7 c に当たると、ロックアーム7が押下された状態となって係合突起部7 b と連結用係止手段9 との係合が外れ、コネクタ用保護カバー1が外れる恐れがあった。

また、保護カバーを取り外すにはロックアームの指あて部を押下する操作が必要であり 、保護カバーの取り外し作業が容易ではなかった。

[0011]

そこで、本発明の目的は、上記問題を解決することにあり、保護カバーがコネクタから不測に外れることを確実に防止するとともに、保護カバーをコネクタから容易に外すことができることができるコネクタ保護構造を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

[0012]

本発明の上記目的は、下記構成により達成される。

(1) 相手側のコネクタ嵌合部を係止するロックアームがハウジングの外周壁に突設されたコネクタの端子嵌合部に保護カバーを装着して前記端子嵌合部を保護するためのコネクタ保護構造であって、

前記コネクタが、前記ロックアームの両側<u>の前記ハウジングの外周面に立設された</u>ロックアーム保護リブを有し、

前記保護カバーが、前記ロックアームを包囲して前記端子嵌合部に被冠装着される形状であり、前記ロックアーム保護リブを係止する可撓アームからなるコネクタ係止部を有することを特徴とするコネクタ保護構造。

[0013]

(2) 前記保護カバーがコネクタ導通確認窓を有することを特徴とする請求項1記載の コネクタ保護構造。

[0014]

(3) 前記保護カバーが指あて部を有することを特徴とする請求項1又は2記載のコネクタ保護構造。

[0015]

(4) 前記コネクタの側面に、収容された複数の端子の離間状態を保つスペーサが前記コネクタ側面と面一となるように装着されるスペーサ装着部が設けられ、前記保護カバーが前記端子嵌合部に被冠装着される前に、前記スペーサが前記スペーサ装着部にコネクタ側面から突出して仮装着されることを特徴とする請求項1~3のいずれか記載のコネクタ保護構造。

[0016]

前記(1)の構成によれば、保護カバーはロックアームを包囲して端子嵌合部に被冠装着されるので、保護カバー装着時にロックアームが外部部品等に接することはなく、ロックアームの不測の操作により保護カバーが外れることを防止できる。

[0017]

また、保護カバーの可撓性アームがコネクタのロックアーム保護リブを係止するので、 コネクタから保護カバーを外す際には、係止力に抗して保護カバーをコネクタから引くだ けでよく、簡単な操作で保護カバーを外すことができる。

[0018]

前記(2)の構成によれば、保護カバーがコネクタ導通確認窓を有するので、保護カバーをコネクタに被冠装着した状態でもコネクタの導通テストを実施することができ、導通 状態を確認することができる。

[0019]

前記(3)の構成によれば、保護カバーが指あて部を有するので、コネクタから保護カ

10

20

30

40

バーを外す際に、指あて部に指をあてて確実に保護カバーをつまむことができ、保護カバーを容易に外すことができる。

[0020]

前記(4)の構成によれば、スペーサがコネクタに仮装着されたときは、コネクタ側面から突出しているので保護カバーを完全に装着することができず、スペーサが適正に装着されていないことが判る。そして、スペーサがコネクタ側面に適正に装着されていないと保護カバーも適正に被冠装着されないので、スペーサの装着忘れという人為的ミスを防止することができる。

【発明の効果】

[0021]

本発明によれば、ロックアームが外部部品等に接することがないのでロックアームの不測の操作により保護カバーが外れることがなく、更に簡単な操作でコネクタから保護カバーを外すことができる。

【発明を実施するための最良の形態】

[0022]

以下、添付図面を参照して、本発明の一実施形態を説明する。

[0023]

図1は本発明の実施形態であるコネクタ保護構造を構成するコネクタ及び保護カバーの分解斜視図、図2は保護カバーを被冠装着したコネクタの斜視図、図3は保護カバーを被冠装着したコネクタの側面図、図4は保護カバーを被冠装着したコネクタを電線引き出し側から見た背面図、図5は保護カバーを被冠装着途中のコネクタの側面図、図6は可撓アームの水平断面図である。

[0024]

コネクタ20は、電線21を接続された2つの端子(図示せず)をコネクタハウジング22内に収容し、前面の端子嵌合部24に相手側コネクタや電装品のコネクタ嵌合部が嵌合される。コネクタハウジング22の上部には相手側コネクタや電装品のコネクタ嵌合部に係止されて嵌合状態をロックされるロックアーム26が設けられている。

[0025]

ロックアーム26は、コネクタハウジング22の外周壁の端子嵌合部前端側に前方立上り基部28を介して後方へ延びる可撓アーム30と、該可撓アーム30上に形成された係合部としての係合突起部32と、該可撓アーム30の自由端側に形成された指あて部34とを備えている。そして、指あて部34をハウジング外周壁側に押下することにより前記係合突起部32を相手側のコネクタ嵌合部等に装備された係止手段に係脱可能とされている。

[0026]

ロックアーム26の指あて部34の両側には、指あて部34が外部部品等に不測に接しないように保護するための一対のロックアーム保護リブ36が、外周壁の後方側から立ち上がって形成されている。そして、ロックアーム保護リブ36の高さは、ロックアーム26の指あて部34の位置よりも高く設定されている。

[0027]

プラスチック樹脂製の保護カバー40は、コネクタ20のほぼ全体を包囲して収容する中空角柱形状であり、コネクタ被冠装着側にはコネクタ20のロックアーム保護リブ36に対応して二対の可撓アーム42,43が設けられている。可撓アーム42,43は保護カバー側壁44から片持ち式にコネクタ方向に延び、上方の可撓アーム42には互いに対向する係止突起46(図4、図6参照)が先端部内側に設けられている。

[0028]

対向する係止突起46の間隔W1は、対向するロックアーム保護リブ36の外幅W2よりもわずかに狭く設定されており、ロックアーム保護リブ36が係止突起46を乗り越えることにより係止され、コネクタ20への保護カバー40の被冠装着が完了する。そして、ロックアーム保護リブ36が係止突起46を乗り越え易いように、図6(a)に示すよ

10

20

30

40

うに、係止突起46は横断面が三角形状に形成され、コネクタ側及び反コネクタ側がテーパ面に形成されている。

[0029]

係止突起46は図6(b)に示すように横断面が曲面であってもよい。また、係止突起46の先端部内側は、ロックアーム保護リブ36を導入し易いように、曲面となっている

[0030]

なお、本実施形態では、二対の可撓アーム42,43のうち、上方の可撓アーム42の みに係止突起46が設けられているが、下方の可撓アーム43にも係止突起が設けられて もよい。

[0031]

また、本実施形態では二対の可撓アーム42,43が設けられているが、可撓アームは 一対あるいは三対以上であってもよい。また、可撓アームは保護カバーの片側だけに設け られ、片側だけでロックアーム保護リブを係止する構成でもよい。

[0032]

保護カバー40をコネクタ20から外すには、保護カバー40を被冠装着方向と逆方向に引けばよい。保護カバー40は可撓アーム42の係止突起46のみがコネクタ20のロックアーム保護リブ36に係合しているので、ロックアーム保護リブ36の後端が係止突起46を乗り越える程度の力で引けば容易に保護カバー40を外すことができる。

[0033]

保護カバー40の反コネクタ側には一対の指あて部48が設けられている。本実施形態では、指あて部48は複数の段差を有する階段状に形成されているが、指あて部48は段差が一つの単なる突起として形成されてもよい。

[0034]

このように指あて部48が設けられていることにより、コネクタ20から保護カバー40を外す際に、指あて部48に指をあてて確実に保護カバー40をつまむことができ、保護カバー40を容易に外すことができる。

[0035]

図 5 に示すように、コネクタ 2 0 の一方の側面には、複数の端子の離間状態を保つスペーサ 5 0 が嵌合する開口部からなるスペーサ装着部 5 2 が形成されている。そして、コネクタ 2 0 のスペーサ装着部 5 2 には、保護カバー 4 0 が被冠装着される前に、スペーサ 5 0 が仮装着される。

[0036]

図4に示すように、スペーサ50は仮装着状態ではコネクタ20の側面54から突出しており、この状態では、保護カバー40は完全に装着できないようになっている。スペーサ50の仮装着状態で、コネクタ20内に端子が挿入され、端子の収容が完了すると、スペーサ50が前記コネクタ20の側面54と面一となるように押し込まれて本装着される

[0037]

このように、スペーサ50の仮装着状態ではスペーサ50が障害となって保護カバー40を完全に装着することができない。したがって、スペーサ50を装着し忘れて保護カバー40を被冠装着することはなく、スペーサ50の装着忘れという人為的ミスを未然に防止することができる。

[0038]

また、保護カバー40の反コネクタ側には、コネクタ20の端子嵌合部24を外部に露出させるための開口であるコネクタ導通確認窓56が形成されている。図2に示すように、保護カバー40がコネクタ20に被冠装着されると、コネクタ20の端子嵌合部24はコネクタ導通確認窓56から外部に露出するようになる。そのため、保護カバー40を被冠装着した状態でも、導通テスターのプローブをコネクタ導通確認窓56を介して端子嵌合部24の各端子に接触させることができ、端子の導通テストが容易である。

10

20

30

40

【図面の簡単な説明】

- [0039]
- 【図1】本発明の実施形態であるコネクタ保護構造を構成するコネクタと保護カバーの分解斜視図である。
- 【図2】保護カバーを被冠装着したコネクタの斜視図である。
- 【図3】保護カバーを被冠装着したコネクタの側面図である。
- 【図4】保護カバーを被冠装着したコネクタの電線引き出し側から見た背面図である。
- 【図5】保護カバーを被冠装着途中のコネクタの側面図である。
- 【図6】可撓アームの横断面図である。
- 【図7】従来のコネクタ保護構造の分解斜視図である。

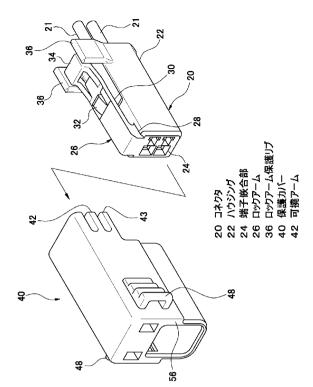
【符号の説明】

- [0040]
- 1 保護カバー
- 2 コネクタ
- 7 ロックアーム
- 7 a 可撓アーム
- 7 b 係止突起
- 7 c 指あて部
- 9 連結用係止手段
- 20 コネクタ
- 22 ハウジング
- 2.4 端子嵌合部
- 26 ロックアーム
- 30 可撓アーム
- 3 2 係合突起部
- 3 4 指あて部
- 36 ロックアーム保護リブ
- 40 保護カバー
- 42 可撓アーム
- 46 係止突起
- 48 指あて部
- 50 スペーサ
- 5 2 スペーサ装着部
- 56 コネクタ導通確認窓

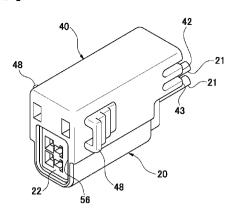
10

20

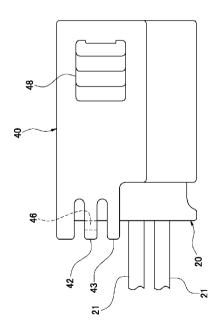
【図1】



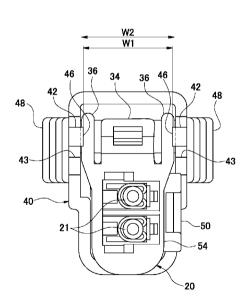
【図2】



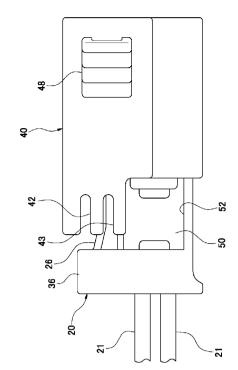
【図3】



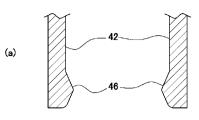
【図4】

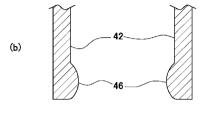


【図5】

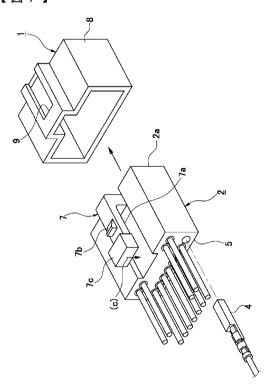


【図6】





【図7】



フロントページの続き

審査官 莊司 英史

(56)参考文献 特開平08-273745(JP,A)

特開2006-190629(JP,A)

特開2002-056921(JP,A)

特開2003-142194(JP,A)

特開2004-006430(JP,A)

実開平07-011777(JP,U)

(58)調査した分野(Int.CI., DB名)

H01R 13/52

H01R 13/639